

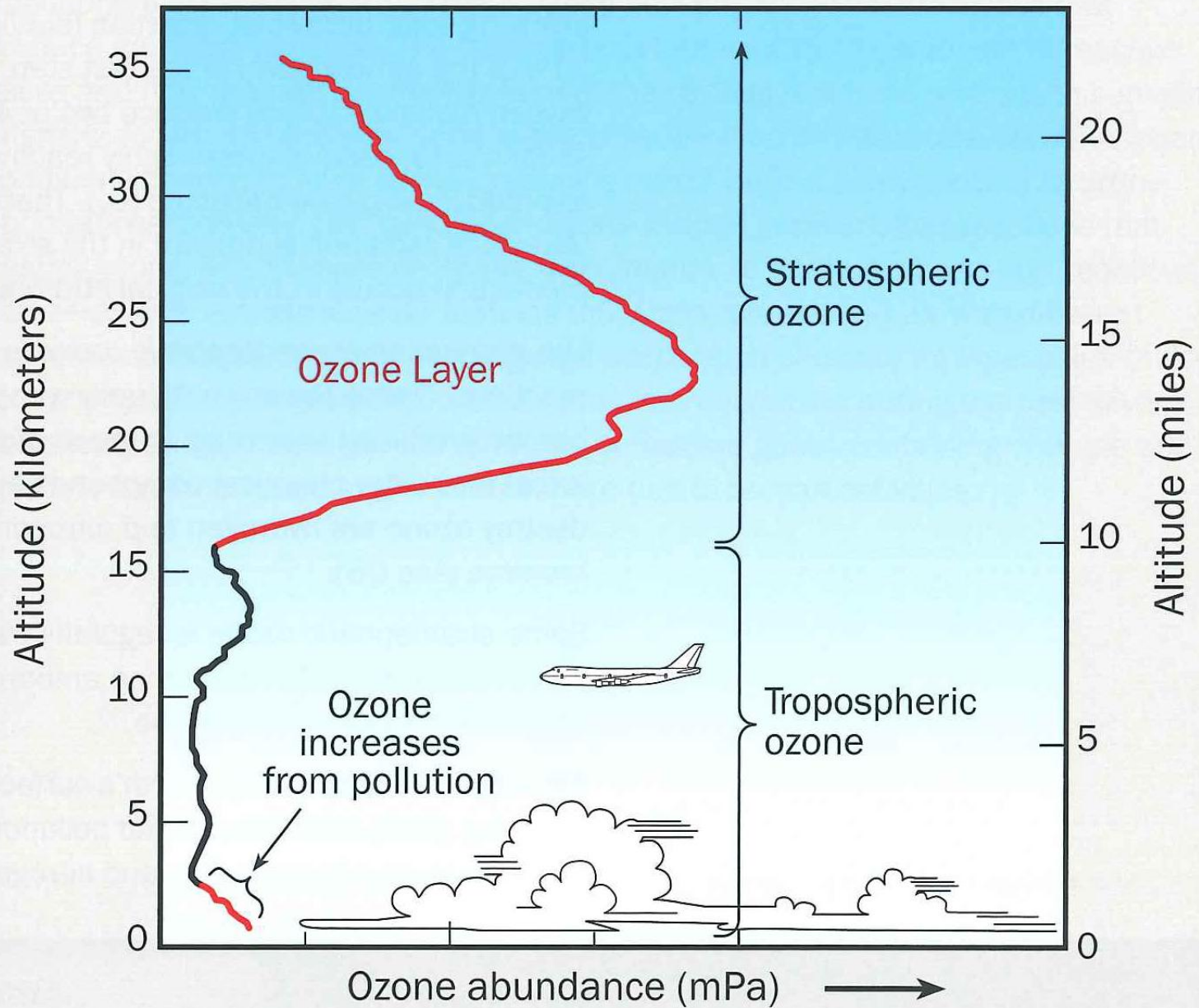
地球環境とハロン

- ハロンの地球環境における位置付け
- ハロンのリサイクル・リユースと
設置の促進
- 消防情報の交流

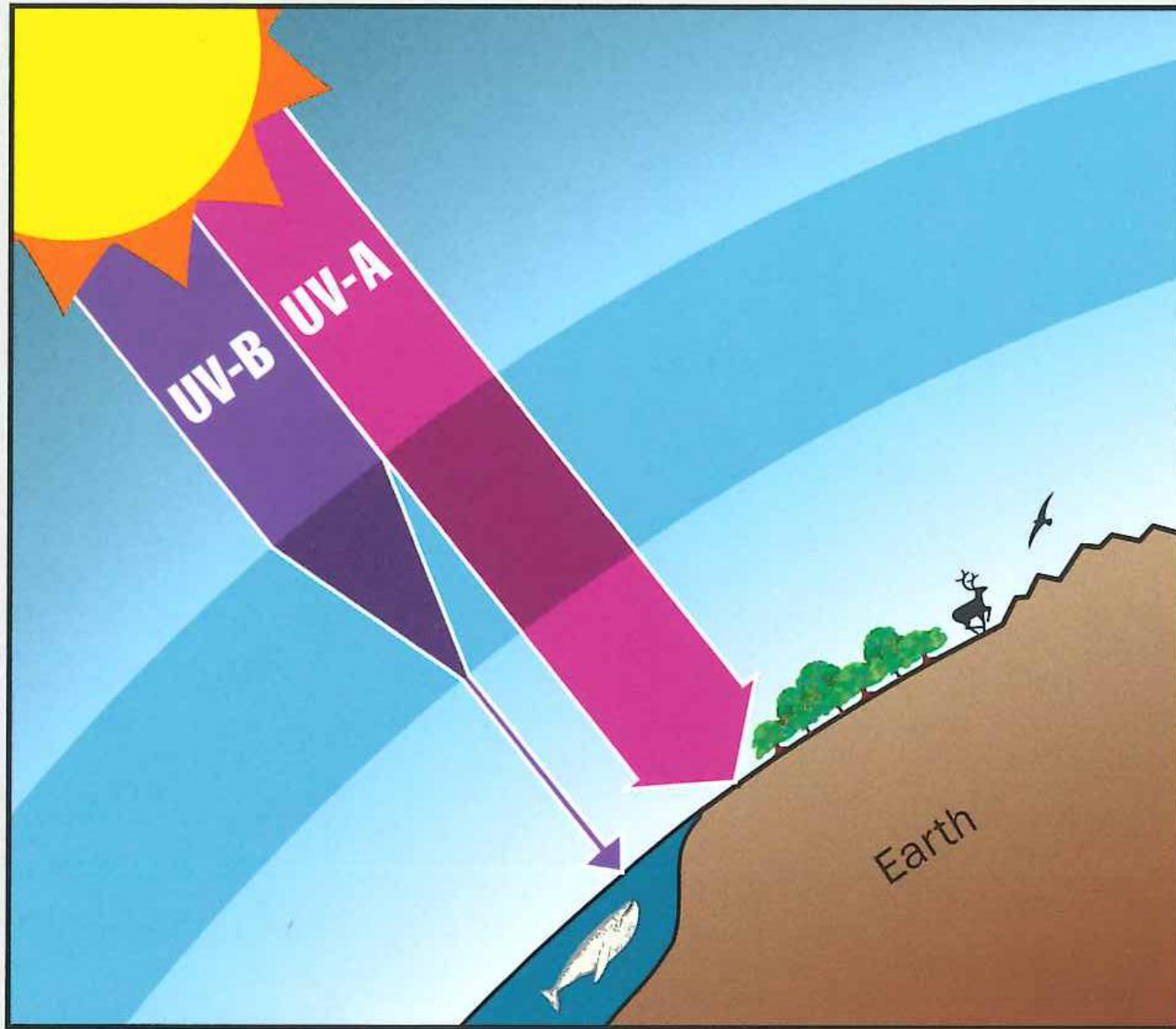


特定非営利活動法人
消防環境ネットワーク
副会長 木原正則

Ozone in the Atmosphere



UV Protection by the Ozone Layer



■ハロン等に係るオゾン層保護・地球温暖化防止の主な沿革

世 界

■フルオロカーボンによるオゾン層破壊説発表(カリフォルニア大ローランド教授ら)＜1974年6月＞

■「オゾン層保護のためのウィーン条約」採択＜1985年3月＞

■「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」採択＜1987年9月＞

◆先進国でのハロン生産全廃
＜1994年1月＞

■気候変動枠組み条約第3回会合(京都議定書の採択)＜1997年12月＞

◆途上国でのハロン生産全廃(全世界での生産全廃)＜2010年1月＞

1970

1980

1990

2000

2005

2010

日 本

■「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)制定＜1988年5月＞

■消防庁通知「ハロゲン化物消火設備・機器の使用抑制等について」(消防予第161号消防危第88号)＜1991年8月＞

■「ハロンバンク推進協議会」設立
＜1993年7月＞

◆ハロンの国内生産全廃
＜1994年1月＞

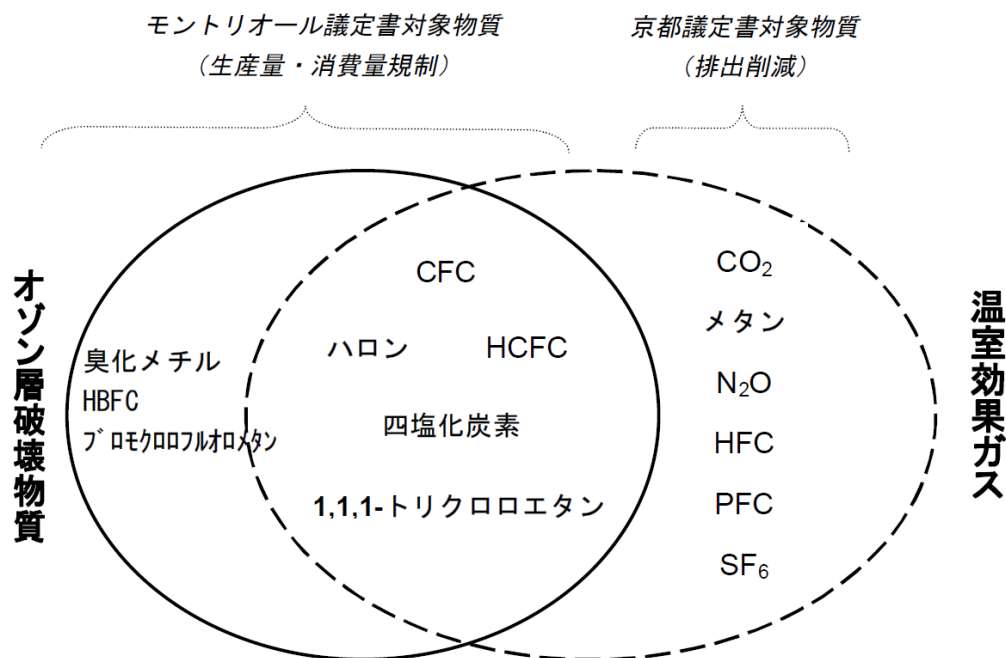
■「国家ハロンマネジメント戦略」を国連環境計画に提出＜2000年7月＞

■特定非営利活動法人「消防環境ネットワーク」設立＜2005年11月＞

■フロン類及びハロンの環境影響の比較

- フロン類(特定フロンのCFCとHCFC、及び代替フロンのHFC)並びにハロンは地球温暖化係数の大きい温室効果ガスであり、温室効果ガスの排出削減を取り決めた京都議定書の対象物質である
- 特定フロン及びハロンはオゾン層破壊物質でもあり、オゾン層破壊物質の生産量・消費量の規制を取り決めたモントリオール議定書の対象物質でもある
- フロン類は冷蔵庫やエアコンの冷媒、断熱材、洗浄剤、エアゾール等、幅広い用途に用いられており、これまでに生産、消費された量が多い
- ハロンの主用途は消火剤で、フロン類と比較すると生産、消費された量は少ない

オゾン層破壊物質と温室効果ガスの関係

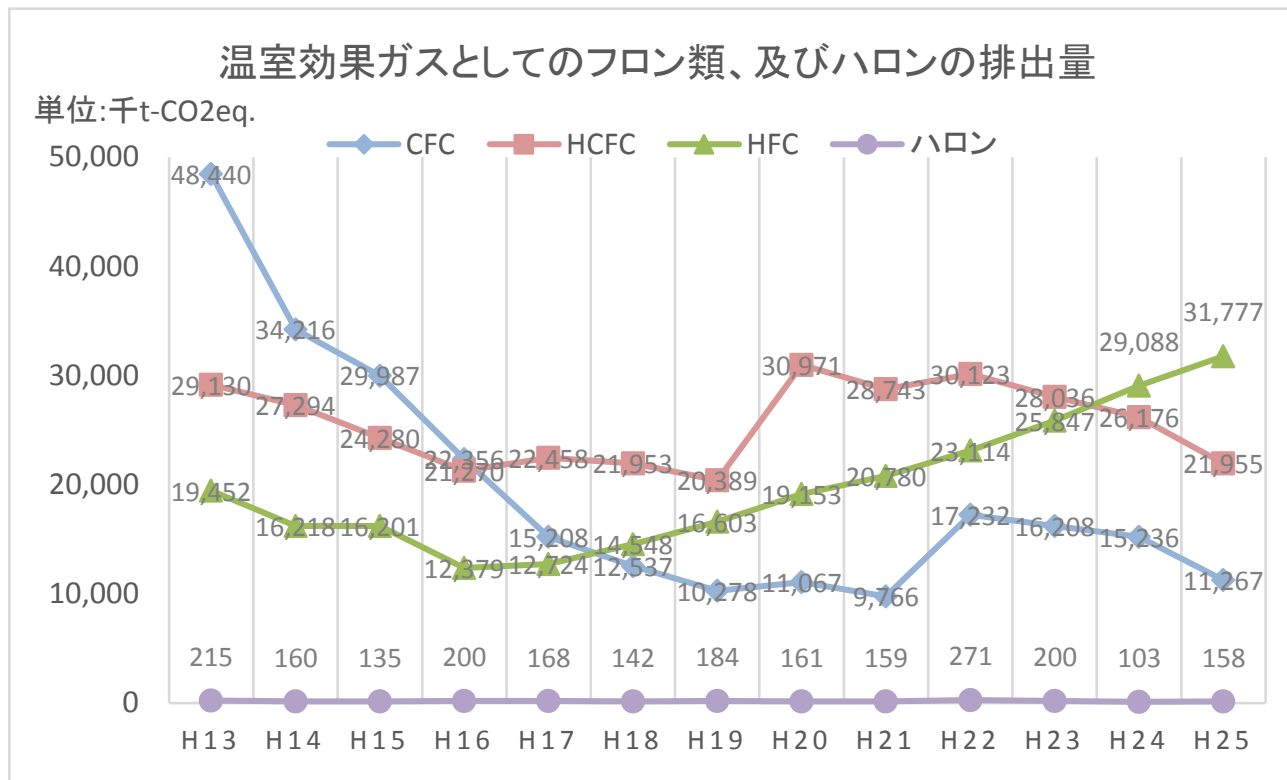


中央環境審議会 地球環境部会 第1回中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会 産業構造審議会 化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会 フロン回収・破壊ワーキンググループ 合同会議 参考資料5 オゾン層破壊物質と温室効果ガスの関係

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y066-01.html>

■ 温室効果ガスとしてのフロン類、及びハロンの排出量の推移

- CFCの排出量は1995年以降の国内での製造・消費の全廃により減少傾向にあり、5万キロトン（CO₂換算。以下同じ）近くあった年間の排出量は近年では1万キロトンにまで減少している
- HCFCの排出量は近年は減少傾向にあり、年間2万キロトン強となっている。なお、HCFCは2020年の国内での製造停止が決定している
- HFCは、CFC、HCFCの代替品として製造・消費が伸びていることから、排出量も着実に増加しており、平成25年度には3万キロトンを超えている
- ハロンの排出量は年間200キロトン前後で推移している。平成23～25年度にかけての容器弁の点検の増加による影響は特には見られない



参考
平成25年度の排出量を
東京ドーム(124万m³)に
換算すると
ハロン : 6 万個分
CFC : 463 万個分
HCFC : 885 万個分
HFC : 1,305 万個分
のCO₂に相当する
(0°C、1atm)

■オゾン層破壊物質の成層圏中の濃度(全世界・2012年)

●フロン類等の塩素系の濃度

- 合計: 3,300ppt
- うち人為発生源: 約2,760ppt(合計の84%)
- フロン類(CFC、HCFC): 約2,260ppt(合計の69%、人為発生源の82%)

●ハロン等の臭素系の濃度

- 合計: 20.2ppt
- うち人為発生源: 約9.7ppt(合計の48%)
- ハロン(1211、1301): 約7.3ppt(合計の36%、人為発生源の75%)

→分子の数量の比では、成層圏中のハロンはフロン類の300分の1以下、ODP比では20分の1程度である

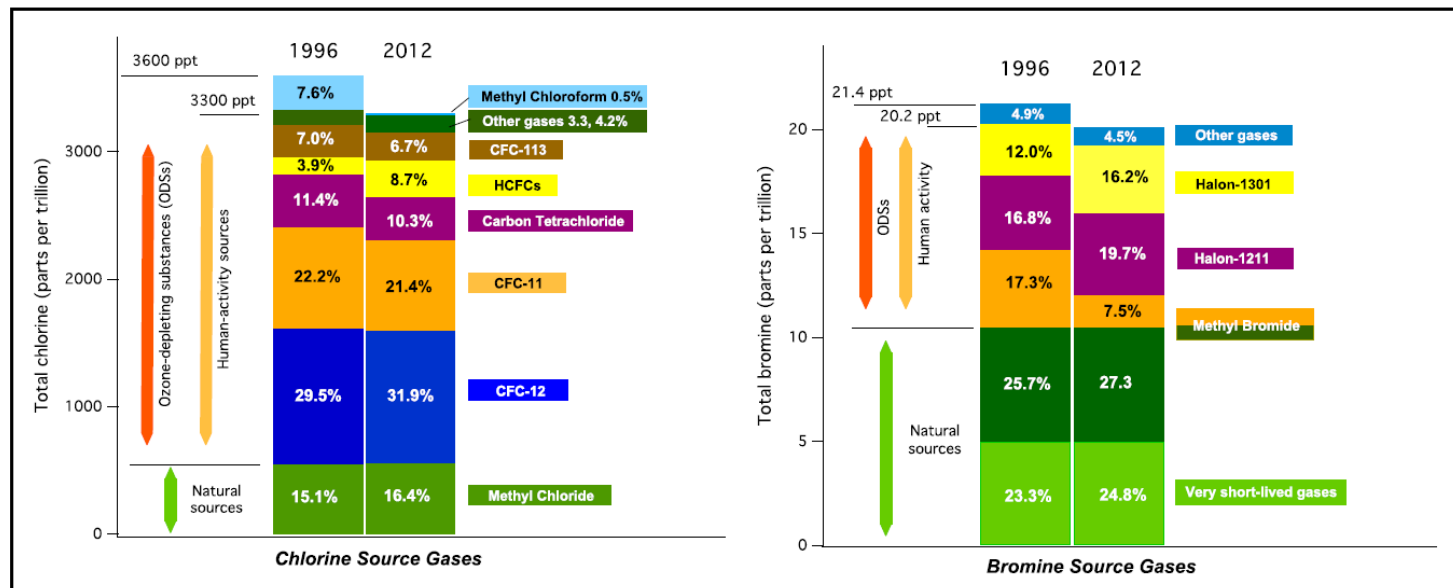


Figure 1-6-1. Relative contribution to total tropospheric chlorine and total tropospheric bromine from individual and groups of compounds in 1996 and 2012. The sum of very short-lived species (CH_2Cl_2 , CHCl_3 , C_2Cl_4 , COCl_2) is shown as “other gases” for chlorine, while halon-1202 and halon-2402 are included as “other gases” for bromine.

■2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案

- 温室効果ガス削減目標として「国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年比▲25.4%）の水準（約10億4,200万t-CO₂）にする」ことが決定
- 対象ガスは「CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆及びNF₃」であり、ハロンは含まれていない

日本の約束草案

2020年以降の温室効果ガス削減に向けた我が国の約束草案は、エネルギーミックスと整合的なものとなるよう、技術的制約、コスト面の課題などを十分に考慮した裏付けのある対策・施策や技術の積み上げによる実現可能な削減目標として、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度に2013年度比▲26.0%（2005年度比▲25.4%）の水準（約10億4,200万t-CO₂）にすることとする。

明確性・透明性・理解促進のための情報

基準年

- ・2013 年度比を中心に説明を行うが、2013 年度と 2005 年度の両方を登録する。

目標年度: 2030 年度

実施期間: 2021 年4月1日～2031 年3月 31 日

対象範囲、対象ガス、カバー率

- ・対象範囲: 全ての分野（エネルギー（燃料の燃焼（エネルギー産業、製造業及び建設業、運輸、業務、家庭、農林水産業、その他）、燃料からの漏出、二酸化炭素の輸送及び貯留）、工業プロセス及び製品の利用、農業、土地利用、土地利用変化及び林業（LULUCF）並びに廃棄物）
- ・対象ガス: CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs、SF₆及びNF₃
- ・カバー率: 100%

出典: 日本の約束草案（平成27年7月17日地球温暖化対策推進本部決定）

■モントリオール議定書の成功により、大気に係る地球環境保護対策は「温暖化対策」主体へ

UN Environment Programme, World Meteorological Organization

「SCIENTIFIC ASSESSMENT OF OZONE DEPLETION:2014」について

(AFP通信「オゾン層、今世紀半ばに回復の見通し 国連報告書」2014年9月11日

<http://www.afpbb.com/articles/-/3025660?pid=0>、<http://www.afpbb.com/articles/-/3025660?pid=0&page=2>、

<http://www.afpbb.com/articles/-/3025660?pid=0&page=3>)より抜粋。一部改訂

●オゾン層保護について

- 地球を保護するオゾン層は、今後数十年以内の回復へ順調に進んでいる
- オゾン層を破壊する化学物質を廃棄するための期限を定めたモントリオール議定書は、歴史上で「最も成功を収めた環境条約の一つ」
- 人為的化合物の「亜酸化窒素(N₂O)」は、オゾン層を破壊する一酸化窒素(NO)の前駆物質だが、同議定書による廃止の対象にはなっていない
- CFC類の大気中濃度が減少傾向にある中、N₂O排出への対処は「ますます重要になる」
→モントリオール議定書の成功により、オゾン層は回復傾向にある
→N₂Oによるオゾン層破壊への対処が重要と指摘

●地球温暖化対策について

- オゾン層の保護を目的として1987年に採択された「モントリオール議定書」は大きな成功を収めている一方、別の領域「地球温暖化」の問題を間接的に大きくしている
- CFC類の代替物質としてハイドロフルオロカーボン(HFC)類への移行が進んでいる(中略)。HFC類は、オゾン層を攻撃しないが、太陽熱を吸収する強力な物質になる
- 現在のHFC類の年間排出量は、CO₂に換算すると約5億トンに相当する。
- HFC類の排出量は年間約7%の割合で増加しており、年間のCO₂換算排出量が2050年までに最大で88億トンに達する可能性がある。これは、CFC類が1980年代末に達したピーク値の95億トンに近い数字
→オゾン層保護のための代替フロンへの移行により、HFC類の排出量が増加している
→「オゾン層保護と温暖化対策」から「温暖化対策」主体の取り組みへ

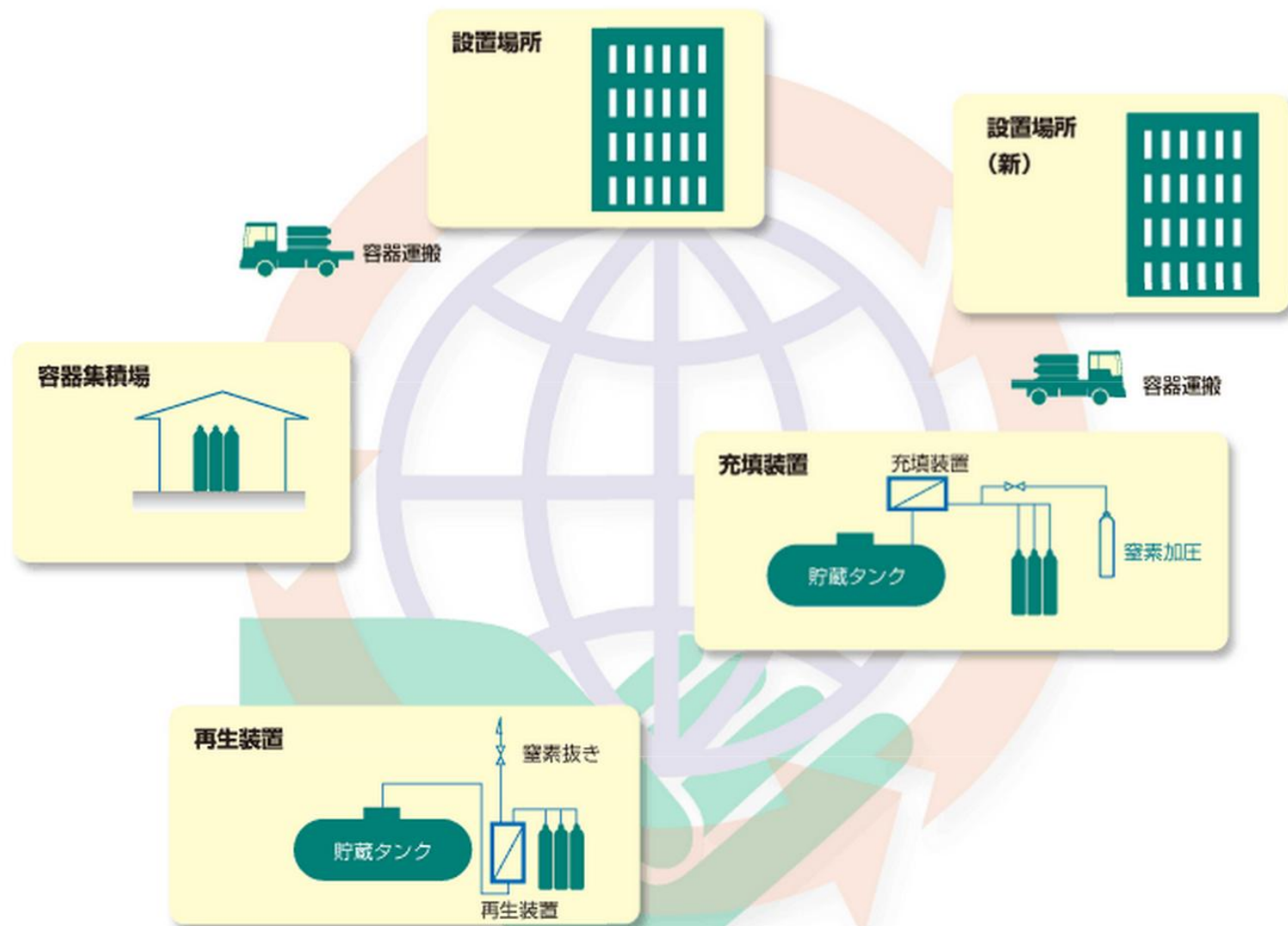
■「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(通称「フロン排出抑制法」)の概要

フロン排出抑制法が2015年4月1日より施行。各対象に求められる内容は下表のとおり。

対象	内容
フロン製造業者	◆フロン類の低GWP化、フロン以外への代替 ◆代替ガス製造のために必要な設備整備、技術の向上、フロン類の回収・破壊・再生の取り組み
機器製造業者	◆指定製品の低GWP化・ノンフロン化(GWP目標値の目標年度までの達成) 指定製品:家庭用エアコン、業務用エアコン、自動車用エアコン、コンデンシングユニット・定置式冷凍冷蔵ユニット、中央方式冷凍冷蔵機器、硬質ウレタンフォーム断熱材、ダストブロワー →消火設備、消火器は含まれていない(参考資料参照) ◆GWP値や環境影響度、目標値、目標年度等の表示やラベリング
管理者(ユーザーなど)	◆機器の簡易点検、定期点検 ◆漏洩防止措置、修理しないままの充填の原則禁止 ◆点検・修理、充填・回収等の履歴の記録・保存 ◆算定漏洩量の報告(1,000CO₂-t/年以上の事業者)
充填回収業者	◆充填業の登録 ◆充填・回収行為の登録業者への委託の義務化 ◆機器の漏洩状況の確認、漏洩箇所・状況の管理者への説明 ◆充填中の漏洩防止
再生・破壊業者	◆「再生」行為を定義し、業規制を導入 ◆再生行為には「再生業者」の許可が必要(国による許可制)

参考:「フロン排出抑制法の概要～改正法に基づき必要な取り組み」 2015年1月 環境省・経済産業省
「フロン法完全対策」 日経エコロジー 2015年3月号

ハロン消火剤のリサイクルフロー



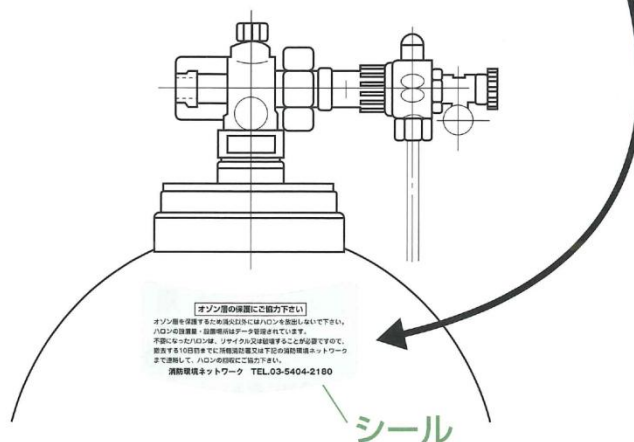
ハロン容器には注意書シールを貼付してください

オゾン層の保護にご協力下さい

オゾン層を保護するため消火以外にはハロンを放出しないで下さい。
ハロンの設置量・設置場所はデータ管理されています。
不要になったハロンは、リサイクル又は破壊することが必要ですので、
撤去する10日前までに所轄消防署又は下記の消防環境ネットワーク
まで連絡して、ハロンの回収にご協力下さい。

消防環境ネットワーク TEL.03-5404-2180

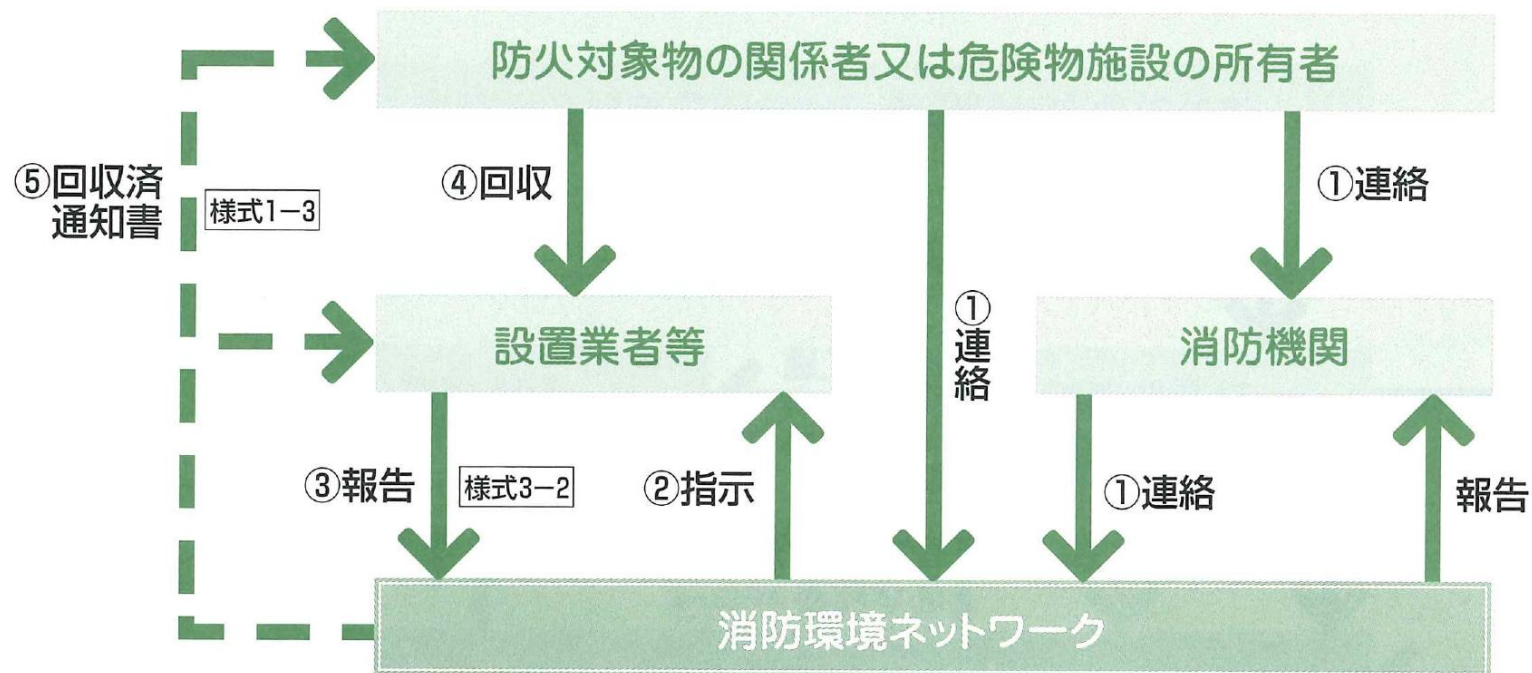
シール



シール

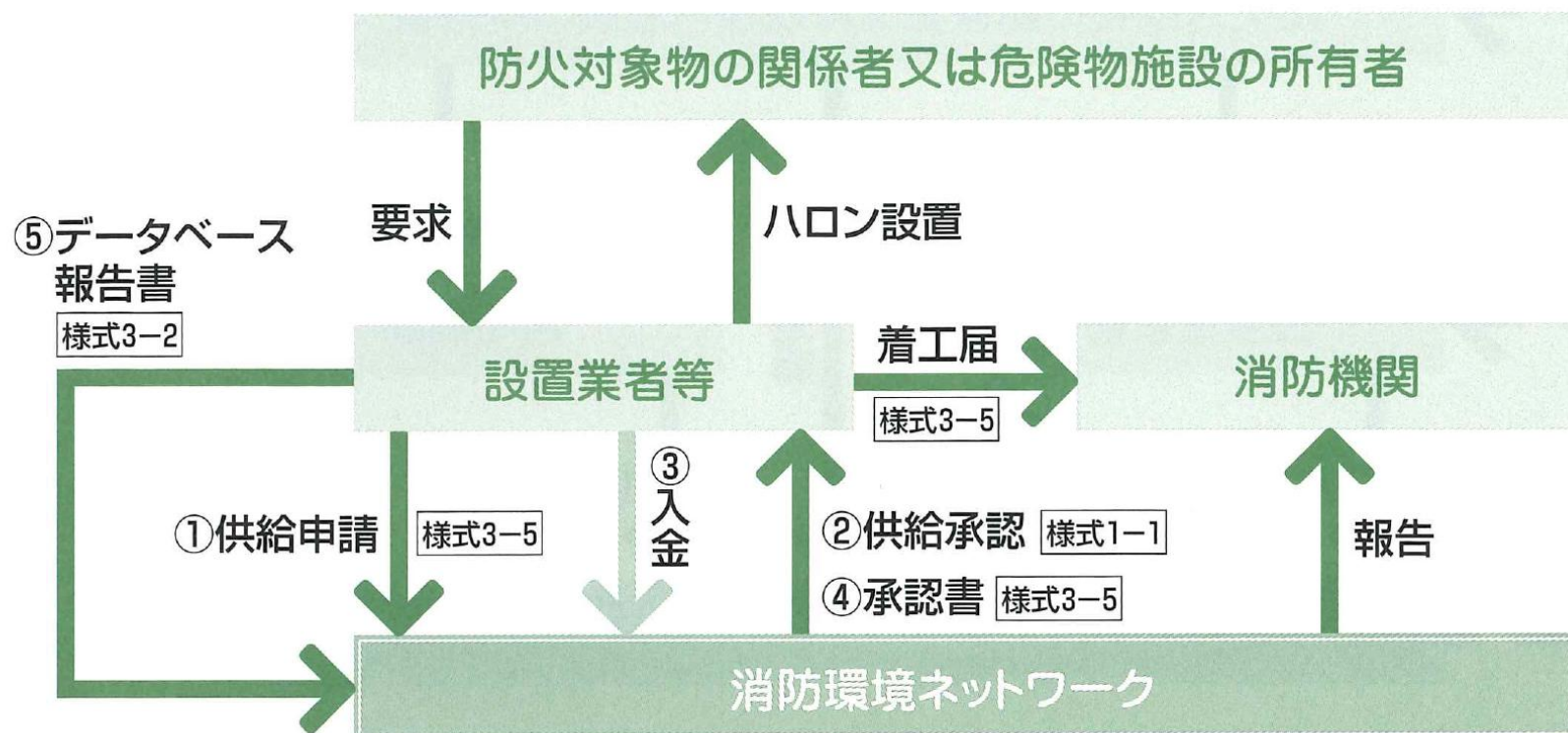
不要となったハロンを回収するときは…

ハロンの回収フロー



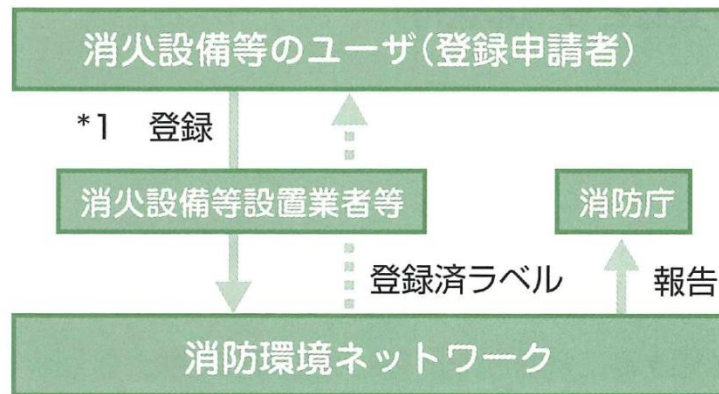
ハロンの供給を受けるときは…

ハロンの供給フロー



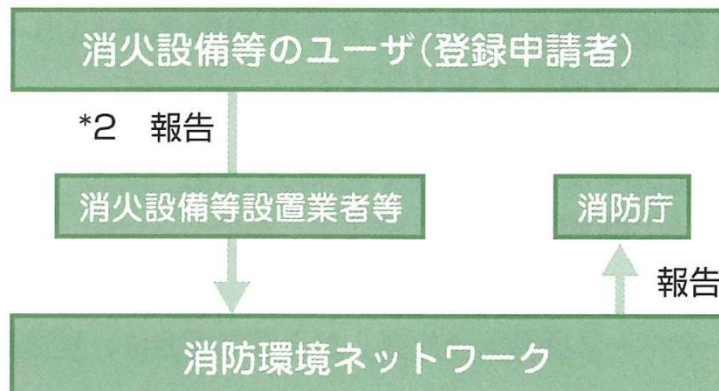
登録制度のフロー

(1) 消火設備等の設置時の登録（着工届出時又は許可申請時）



*1
様式 4-1
ガス系消火剤を使用する消火設備等
「データベース報告書」
(新規) による。

(2) 消火設備等の設置後の変更・回収（撤去）時の報告



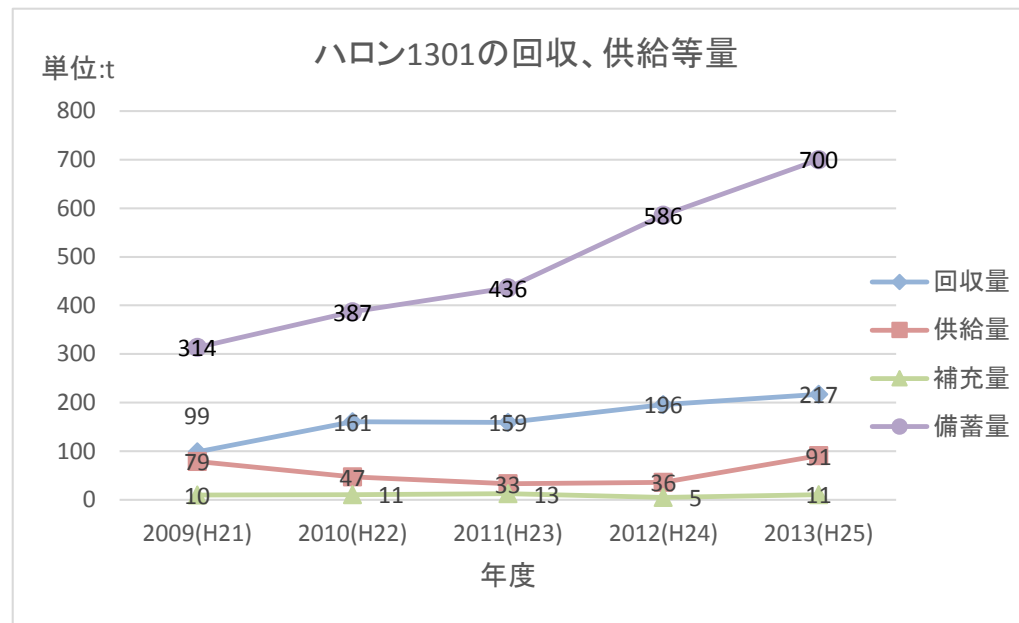
*2
様式 4-1
ガス系消火剤を使用する消火設備等
「データベース報告書」
(変更・回収) のいずれかによる。
ただし回収時の報告は平成 18 年 4
月 1 日以降に登録した物件にかぎる。

■ハロン消火剤の回収、供給、補充、備蓄量の推移

- ハロン消火剤の供給量(新規設置分)は増加しているものの、数量としては回収量を下回る
- 直近の2013年度のペースを除いて、数量、ペースとも回収量が供給量を上回っている
- 結果、備蓄量は前年比120%前後のペースで増加している
- ハロン消火剤の出荷量のピークは1970年代で、この時期の出荷分が今後回収される見通し

年度 種別	2009(H21)		2010(H22)		2011(H23)		2012(H24)		2013(H25)	
	数量(t)	前年比	数量(t)	前年比	数量(t)	前年比	数量(t)	前年比	数量(t)	前年比
回収	99	-	161	163%	159	99%	196	123%	217	111%
供給*1	79	-	47	59%	33	70%	36	109%	91	253%
補充	10	-	11	110%	13	118%	5	38%	11	220%
備蓄	314	-	387	123%	436	113%	586	134%	700	119%

*1 供給については、新規設置分



国家ハロンマネジメント戦略

関係 8 省庁（防衛庁、環境庁、外務省、水産庁、通商産業省、運輸省、消防庁、警察庁、いずれも当時の名称）が検討を行い、日本における「国家ハロンマネジメント戦略」を取りまとめ、UNEP のオゾン事務局に提出しました。（平成 12 年 7 月）

基本方針（概略）

「国家ハロンマネジメント戦略」に記された「戦略の基本方針」の概略は以下のとおりです。

我が国においては、消防法により、ハロン消火設備・機器の適正な設置・維持が確保され、不用意な放出防止、排出抑制に効果をあげている。さらに、関係者の自主的な取組により、ハロンバンク推進協議会（現 消防環境ネットワーク）を中心として、ハロンの管理、回収・再利用、無害化等についての確かつ円滑な運用・取組が行われており、オゾン層保護の観点から十分かつ最適なハロン排出抑制が図られていることから、現状をベースとしつつ、次に掲げる事項について重点的な取組を図ることとする。

- [1] ハロンデータベースの信頼性を引き続き確保していくとともに、適正な管理の推進を図る。
- [2] 施工、維持管理、回収等に伴う不用意な放出を防止する。
- [3] ハロン消火設備・機器の新設は、防火安全上必要な用途について認める。
- [4] 既存のハロン消火設備・機器については、建物及び移動体のライフサイクルと整合を図りつつ、ハロンの補充を継続する。
- [5] 既存のハロン消火設備・機器が廃止・撤去される場合には、ハロンを的確に回収する。
- [6] 防火安全及びハロン排出抑制の観点から、再利用することが必要な回収ハロンは、品質を確認のうえ、供給用として管理する。

消防庁の指導

総務省消防庁のホームページ（<http://www.fdma.go.jp/>）の「よくある質問とその答え」には、次のとおり掲示されています。

Q ハロンは地球環境を破壊する悪者であり、消防用設備等に使用すべきではないという意見がありますが、政府の見解はどうなっていますか。

A 平成 12 年に日本政府が国連環境計画（UNEP）に提出した「国家ハロンマネジメント戦略」でも明らかなように、特定非営利活動法人「消防環境ネットワーク」を中心にハロンの設置、回収、再利用について徹底したリサイクルシステムの管理が行われており、むしろハロンを有効に活用してこのリサイクルシステムを維持促進することが、地球環境の維持に寄与するものであるというのが、消防庁、環境省等を含めた政府の見解です。ハロンは特に消火性能に優れ、人体に対する安全性が高いものですから、必要不可欠な用途には積極的に使用すべきものです。

日本のハロン管理に対する世界の評価

日本のハロン管理システムは、1996（平成8）年に米国環境保護庁（EPA）から「オゾン層保護賞（EPA Stratospheric Ozone Protection Award）」を受賞しました。また、2000（平成12）年には、主催：日刊工業新聞社、後援：通商産業省（当時）／環境庁（当時）の第3回オゾン層保護大賞の「環境庁長官賞」を受賞しており、オゾン層保護の観点から国内外から高く評価されています。

また、「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が25周年を迎えた2012年9月、日本のハロン技術選択委員会

（HTOC：Halons Technical Options Committee）委員2名に対し、国連環境計画（UNEP）から感謝状が贈られました。

▶ 感謝状



▼ 受賞盾



| ハロン消火剤の特長

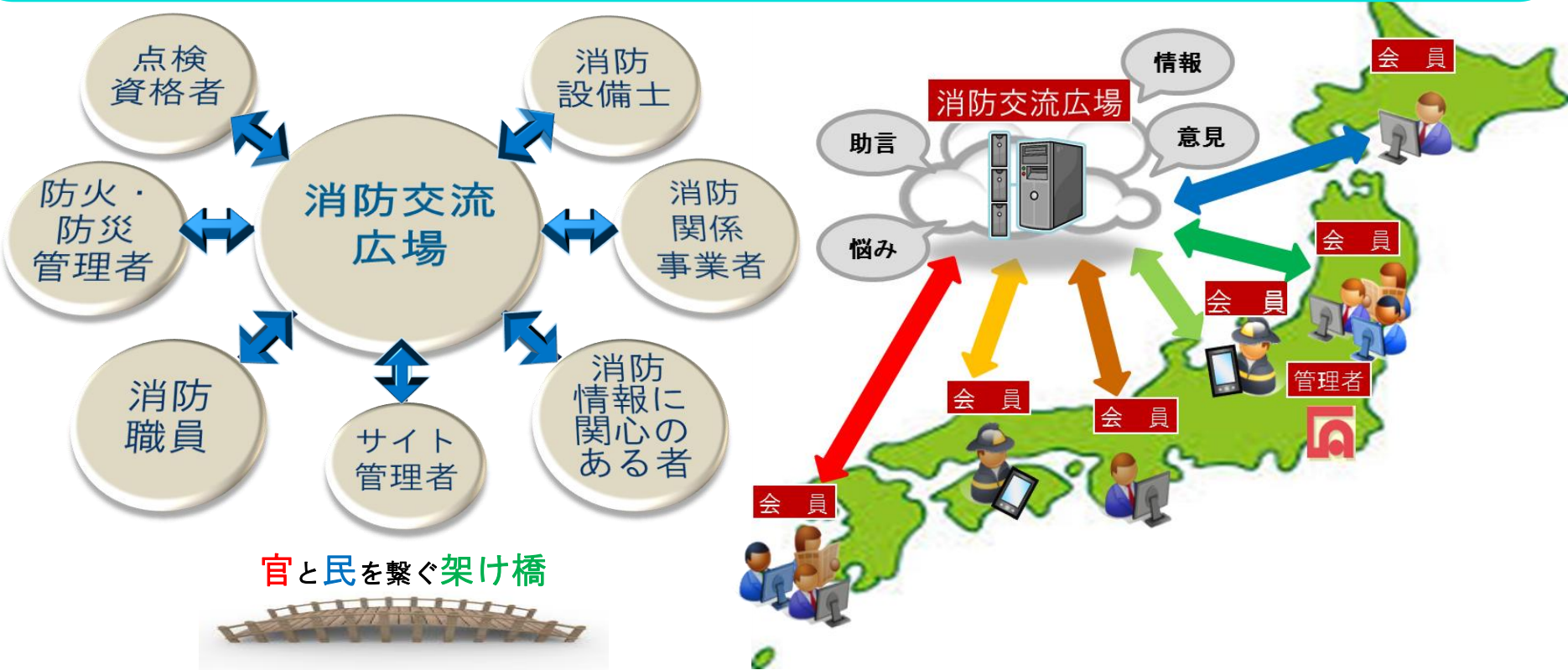
ハロン消火剤は、ガス系消火剤の中で唯一有人区画に設置できるほど安全で、他の消火剤に比べて少ないガス量で消火でき、避圧措置もいらず、窒素等と比べても経済的に有利です。（ハロンと同等以上のガス系消火薬剤開発の見込みはない。）

種 別	ハロゲン化物消火剤				不活性ガス消火剤			
消火剤	ハロン1301	HFC-23	HFC-227ea	FK-5-1-12	二酸化炭素	窒素	IG-55	IG-541
容器 本数比	1	2 ～ 3			約 3	4 ～ 5		
設置場所	有人区画に 設置 可	常時人のいない部分			常時人のいない部分			
毒性・安全性	◎	○	○	○	×	○	○	○
避圧措置	不要	要	要	要	不要	要	要	要

消防交流広場とは？



消防関係の業務に携わる方々に対し、安全センターから有益な情報を提供するとともに、消防に係る情報の共有や意見交換が行われることを目的とした会員制Webサイトです。



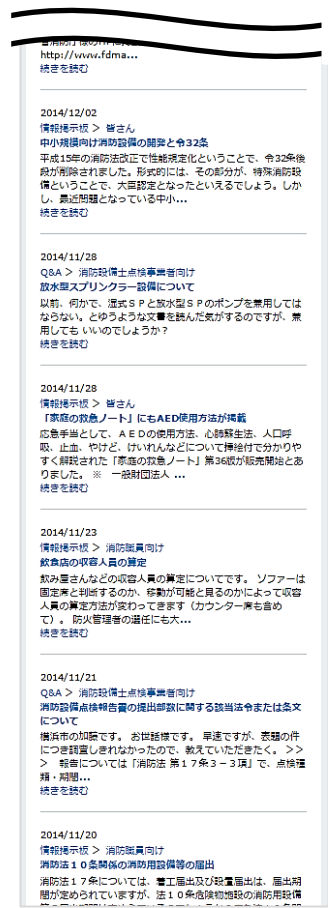
消防交流広場のイメージは？

トップページでは、各コンテンツをアイコンで表示し、最新のスレッドやニュース等を掲示しています。

トップページ（パソコンの画面）



トップページ（スマートフォンの画面）



各キャリアに対応

※ 画面の横幅に合わせ伸縮します。

「交流掲示板」

ハンドルネームで、消防に関する意見や情報を投稿し交流するもの



スプリンクラー、樹脂製消火器、時事的な話題等消防に関する様々な情報を交換するためのツールとして利用できます。

? 交流掲示板

メッセージ・意見を投稿する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

消防職員向け

皆さん

カテゴリー一覧

カテゴリー

フィルター

全て

並び替え

最新の投稿



✓ 中小規模向け消防設備の開発と令32条

投稿者：コウリュウオタク | 投稿日時：2014/12/02 10:57:50 | カテゴリー：皆さん



✓ 「家庭の救急ノート」にもAED使用方法が掲載

投稿者：fesc 企画研究部 | 投稿日時：2014/11/28 14:05:06 | カテゴリー：皆さん



✓ 飲食店の収容人員の算定

投稿者：うさぎ | 投稿日時：2014/11/23 15:53:24 | カテゴリー：消防職員向け

掲示板



消火器の歴史を変えるかもしれないある装置

投稿者：くまさん | 投稿日時：2015/03/29 10:49:02

まだまだ、開発途上ですが、将来に期待したいと思います。

<http://grapee.jp/35326>



的

う

が知りたいと思いネットを見てましたら、もう少し詳しいサイトがありましたので、便乗して紹介します。

<http://japanese.engadget.com/2015/03/29/sonic/>

低周波で空気をかき乱してですか・・・

となると延焼面積によって機械の出力は大きくなるような気がします。

本当か嘘かは何とでもですが、本当であればクリアしなければならないハードルがかなり多いと思いますが新しい消火設備の形として登場するかもですね。

ただ消火器と言うよりも、大出力の電源が確保しやすい消火設備、ガス系や泡と代替と言った方がありえるのかなと言う気は個人的にはします。

少し引用すると、

- ・低周波を火元に浴びせて、炎の周りの空気をかき乱すことによって酸素の供給を断つ仕組み
- ・機材の重量は約9kg、予算は600ドルほど。重低音が空気の流れを動かし、反応が盛んに起きている境界層を薄くすることで燃焼を妨げ、最終的に鎮火

窒息消火？ということでしょうか(^_ ^)

「通知・報告書等の閲覧」

通知(昭和38年～平成13年)を閲覧できます。



消防庁予防課が発出した古い通知を検索し、閲覧できます。

掲示板で紹介された昭和48年10月23日 消防予第140号通知を探してみると...!!

「ソファ」で検索

法令・通知
報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

法令・通知

報告書

法令・通知

通知

ソファ

検索

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る協議要領の細目について

消防法第36条第1項において準用する消防法第8条の2の3に定める特例認定に係る運用について

並び替え

日付(新着順)

ソファ

検索

👍 観覧、飲食または休憩の用に供する固定式のいすの解釈について 1973-10-23

消防予第140号消防安第42号昭和48年10月23日 各都道府県消防主管部長 殿 予防課長・安全救急課長 観覧、飲食または休憩の用に供する固定式のいすの解釈について 問 規則第1条の遊技場の収容人員の算定について、観覧、飲食または休憩の用に供する固定式のいすとは、遊技場内のレストラン、ロビー等のソファ式等の移動の困難なものについても固定とみなすのか。答 設置される場所が通常一定で固定式に使用されるものであれば、「固定式のいす」とみなしてさしつかえない。

消防予第140号

消防安第42号

昭和48年10月23日

予防課長・安全救急課長

観覧、飲食または休憩の用に供する固定式のいすの解釈について

問 規則第1条の遊技場の収容人員の算定について、観覧、飲食または休憩の用に供する固定式のいすとは、遊技場内のレストラン、ロビー等のソファ式等の移動の困難なものについても固定とみなすのか。

答 設置される場所が通常一定で固定式に使用されるものであれば、「固定式のいす」とみなしてさしつかえない。

「通知・報告書等の閲覧」

消防庁や安全センター等で作成された報告書を閲覧できます。



消防庁や安全センター等で作成された報告書を閲覧できます。

「緩衝帯を有する接続部の評価方法」の報告書は・・・

法令・通知
報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー一覧

法令・通知

報告書

報告書

安全センター

ハロン(消防環境ネットワーク)

消防庁(1975～2000年)

消防庁(2001～2011年)

報告書

安全センター

緩衝帯を有する接続部の評価方法 2015.3

IP電話回線網に接続する火災通報装置の基準検討報告書

緩衝帯を有する接続部の評価方法 2015.3

近年の大規模・複雑化した建築物や地下街等と一体となった建築物は、昭和50年28号通知の「渡り廊下」等と見なされる施工方法とは異なる接続により駅舎などの既存建築物と一体をなす事。この接続部により、火災時の影響が建築物相互に及ぼさな担保させ、「渡り廊下等の基準」と同等の安全性を確保すとして、「緩衝帯を有する接続部の評価方法」を策定した。

緩衝帯を有する接続部の評価方法

緩衝帯を有する接続部の評価方法

→大規模防火対象物の防火安全性の確保に資する→

2015年 3月

一般社団法人 日本消防設備安全センター
大規模防火対象物の防火安全性の確保に資する

この構造上の機構を付与させることにより安全性を
を消防行政の知見から認めていくためのツールと

「消防関連Q&A」

消防用設備等に関する質問や質問に対する回答を投稿するもの

消防用設備等に関する疑問を解決するツールとして利用します。

カテゴリ

フィルター ----- 並び替え 最新の投稿

検索キーワード 検索

質問する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリ一覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備士点検事業者向け

消防職員向け

皆さん

カテゴリ一覧

スプリンクラー設備の自動警報設備について

質問者: TRIBE11 | 質問日時: 2015/04/01 22:24:01 | カテゴリ: 皆さん

回答期限 なし

1票 3件

いいね 回答する

消火器の設置検査及び設置届けについて

質問者: NK | 質問日時: 2015/03/28 08:51:06 | カテゴリ: 消防職員向け

回答期限 なし

1票 3件

Q 食品工場で特殊消火としてハロンを設置しています。この工場は食品製造の他に人工光型植物栽培で二酸化炭素を使用し植物の成長を促しています。この二酸化炭素のボンベをハロンのボンベ庫室内に併設できないか？との質疑を業者からいただきました。みなさまの消防ではどのような見解をしているか意見をお聞かせください。

A ガス系消火設備のガス貯蔵容器に関しては、令第16条（第17条）および規則第19条（第20条）にしたがって設置し、また他用途で使用するガスボンベも高圧ガス保安法の規制のもとに設置されていれば法令上特に問題があるものではありませんが、メンテナンス等で誤って消火用のガス容器を操作されることがないように、十分な安全対策が施されている必要はあると考えます。

Q. 交流掲示板との違いは？

A. 回答期限を設けたり、質問投稿者がベストアンサーを選ぶことができます。

「月刊フェスク・様式DLコンテンツ」

PDF化された過去の月刊フェスクを閲覧ができます。

- ① 月刊フェスクの主な記事が閲覧できます。
- ② 点検結果報告書、点検票等の法令様式がダウンロードできます。
- ③ 消防法の普及啓発に用いるリーフレット等がダウンロードできます。

検索キーワード

検索

リーフレットなどのダウンロード

月刊フェスク

4. 防火対象物点検・防災管理点検・表示マーク

区分	様式	ファイル名	
防火点検	様式1	防火対象物点検結果報告書	Word
防火点検	様式2の1～5	防火対象物点検票（その1～5）	Word
防火点検	様式2の6～8 ※	防火対象物点検票（その6～8）	Word
防災管理点検	様式1	防災管理点検結果報告書	Word
防災管理点検	様式2（その1～3）	防災管理点検票	Word
表示マーク	様式1	表示マーク交付(更新)申請書	Word
表示マーク	様式4		Word
表示マーク	様式6		Word

※「様式2 の6～8」は、消防庁がひな型として作成したものであり、各消防本部により異なる場合があります。

③リーフレット

月刊フェスク 2013年12月号

②様式

月刊フェスク 2013年11月号

月刊フェスク 2013年08月号

ホテル・旅館等に対する「表示制度」

ホテル・旅館等に対する「表示制度」が開始されます。消防法のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合している建物の情報を利用者に提供する「表示制度」が開始されます。
(平成26年4月1日から受付・審査)

3年経過後に表示基準に適合していると認められる場合は、「表示マーク(金)」(有効期間3年)が交付されます。

月刊フェスク 2013年07月号

月刊フェスク 2013年06月号

防火安全対策

月刊フェスク 2013年05月号

防火安全対策

防火安全対策

月刊フェスク 2013年04月号

2015年9月より、月刊フェスクの記事(一部)の掲載時期を早めて、当月号を月初5日頃に掲載いたします。

例) 9月号の例：8月25日発行 → 9月7日に消防交流広場へ掲載

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報が閲覧できます。

 **最新情報の発信**（消防のうごき・消防用設備のうごき）
消防庁が開催する検討会・WG等の情報を発信するもの

2014年9月16日

「予防行政のあり方に関する検討会」概要

検討会

経過：あり方検討会は、昨年7月以来1年ぶりの開催。今回は、福山市ホテル火災、長崎県火災、検討会で、その後、平成25年12月に政令改正となり、平成26年3月施行規則改正へ続く。検討会：委員が新たに5名(理科大大宮教授、千葉大高教授、早稲田大佐野教授、神戸大から、関澤副委員長に委員長が交代となった。

議題：議題は5つ

- ① 大規模地震に対応した消防用設備等の機能維持確保
- ② 防災管理制度の実効性向上及び見直し
- ③ 高齢者や障がい者に適した火災警報装置の普及促進
- ④ 違反是正の実効性向上について
- ⑤ 対象火気設備等省令の見直しについて

① 大規模地震に対応した消防用設備等の機能維持確保
ア SP設備の耐震化

- ・天井が落下しても支障のない措置
- ・天井が落下しないケース(特定天井)での配管等措置

イ 消防無線の設置

- ・特定用途の一定規模の地下に設置する方法を検討

ウ 自家発電設備等の強化と検

2014年9月11日

「第一回 対象機器設備等技術基準検討会」

本検討部会について

「予防行政のあり方に関する検討会」
規制する省令の見直しに向けた検討

検討会の委員について

学識経験者、消防機関及び関係工業会からの委員で構成され、東京理科大学大学院の小林教授を部会長に、同大学の宮喜文教授を副部会長とした。

検討項目について

- ① 蓄電池設備の規制単位等の検討
- ② ガス厨房設備・器具の品目追加等の検討
- ③ 電磁誘導加熱式調理器（IH調理器）に係る別表適用範囲の検討

① 蓄電池設備の規制は、水素ガス発生危険性を鑑み、電池種別を問わず4800Ah・セル以上としているが、種別に依り危険性が異なるので規制単位をkWhに変更することを検討
→ 現状の規制単位は、主として開放型鉛電池を規制するため「Ah・セル」の単位を用いている。密封型蓄電池については電気的出火危険を鑑み、電力量の単位「kWh」に改めることとしたい。その際、アルカリ蓄電池及び鉛蓄電池は、リチウムイオン蓄電池に合わせ18kWhとしてよいか検討したい。

→ 消防法の規制を受けない蓄電池設備の場合、外箱の板厚が薄い(1.6mm未満)こともあると考えられるため、最薄の鋼板で検証を行った

広場からのお知らせ

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

アンケート

消防のうごき

消防用設備のうごき

重要事項一覧

ニュース一覧

消防のうごき

平成27年度 都道府県予防事務担当者会議の配布資料について(2015/07/15)

「消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」の傍聴について(2015/07/01)

防火設備（防火戸・防火シャッター等）の報告について...国土交通省より(2015/06/19)

予防行政のあり方に関する検討会(2015/03/30)

「最終回スプリンクラー設備等の耐震措置に関する調査検討会 概要」(2015/03/30)

「第6回 高齢者や障がい者に適した火災警報装置に関する検討部会 概要」(2015/03/06)

外部リンク先について（東京理科大学 グローバルCOEプログラム）(2015/02/05)

検討部会

「広場からのお知らせ」

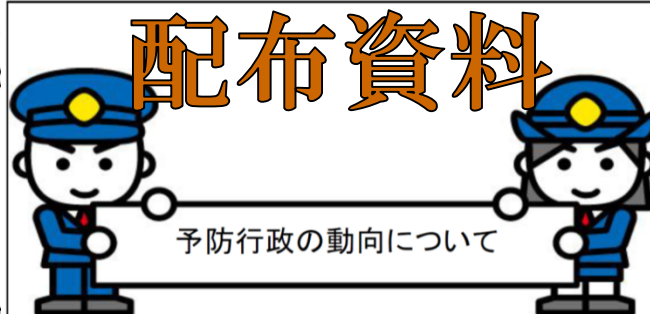
消防庁や消防用設備の時事的な情報を掲載

その他

講演会やセミナーなどに使用した配布資料を掲載

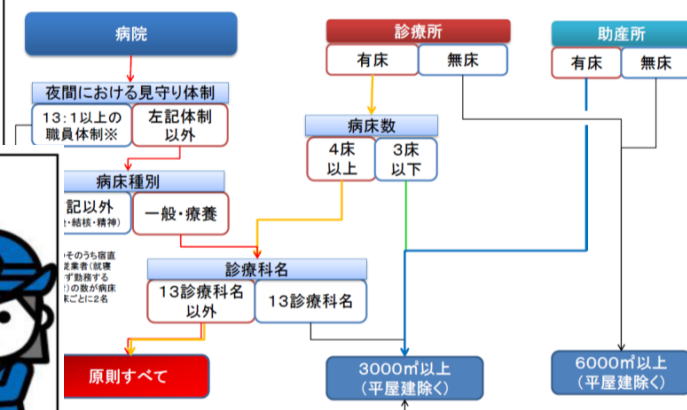
目次

1. 福岡市有床診療所火災対応
2. 消防法施行令等の一部改正（平成25年3月27日公布）
3. 消防法施行令等の一部改正（平成25年12月27日）
4. 消防法施行規則の一部改正（平成26年3月26日）
5. その他

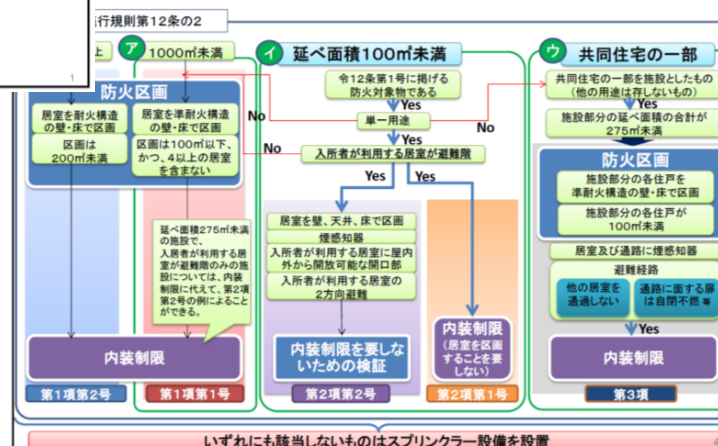


平成26年11月4日
消防庁予防課
設備専門官 伊藤要

(1) スプリンクラー設備の設置基準の見直し



スプリンクラー設備の設置を要しない構造



平成26年10月16日公布

消防交流広場の会員区分 & 料金体系

料金は年会費制（更新時請求書送付）
支払方法 → 有料会員は、「クレジット決済」
→ 団体会員は、「銀行振込」または「コンビニ払込」

年会費

有料会員



年会費：3,000円(税別)

団体会員



ご入会人数	年会費(税別)
1～9人の場合	3,000円×人数
10～19人の場合	2,900円×人数
20～29人の場合	2,800円×人数
30人を超える場合	2,700円×人数

※ 入会または更新時における1回の申込時の人数に応じ料金を設定

年会費無料

無料会員



コンテンツの
一部を利用可能

- 無料会員の閲覧エリア
利用可能なコンテンツ
- ◇ 様式・リーフレットDL
 - ◇ 検討会報告書
 - ◇ 事例研究・アンケート
- 一覧のみ閲覧可能なコンテンツ**
- ◆ 交流掲示板
 - ◆ 消防関連Q & A
 - ◆ 通知
 - ◆ 月刊フェスク
 - ◆ 広場からのお知らせ etc.



ご清聴ありがとうございました。